委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和1年10月2日

	中	1

 1. 執行機関の別
 2: 教育委員会

 2. 都道府県名
 千葉県

 3. 市区町村名
 香取市

 4. 届出番号
 1

 5. 独自利用事務の事例番号
 37-1-1(2)

http://www.city.katori.lg.jp/living/todokede_toroku/my-number-seido/index.ht

執行機関名 香取市教育委員会

知事等(教育委員会)が行う特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務(負担金に係る事務)以外の事務であって、地方公共団体においてこれと同様に個人番号を利用する事務(補助金に係る事務)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

6. 届出書を公表している

ウェブページのアドレス

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの	小学校若しくは中学校に就学する学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童若しくは生徒又は特別支援学級に就学する児童若しくは生徒の就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	26	
③番号法別表第2の項	37	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		香取市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1第4の項 小学校若しくは中学校に就学する学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童若しくは生徒又は特別支援学級に
⑤事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所	特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和二十九年法律第百四十四 号)第1条	香取市特別支援教育就学奨励費交付要綱第1条
	就学の特殊事情にかんがみ、国及び地方公共団体が特別支援学校に就学す	第1条 この公示は、特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)の趣旨に基づき、特別支援学級等に就学する児童生徒の保護者の <u>経済的負担を軽減するため</u> 、就学に必要な経費(以下「就学奨励費」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		香取市特別支援教育就学奨励費交付要綱